

## 「商標審査基準改訂案」に対する意見

【氏 名】	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 会長 片山英二
【住 所】	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号郵政福祉琴平ビル4階
【電話番号】	(03)3591-5301
【FAX 番号】	(03)3591-1510
【メールアドレス】	<a href="mailto:japan@aippi.or.jp">japan@aippi.or.jp</a>

### 【意見】

#### 1. 15頁の(ロ)について(色彩商標)

##### (要望事項)

「色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように」とあるのを「色彩及びそれを付する商品等における対象が特定できるように」に修正するよう要望致します。

##### (理由)

「位置」の語を使用すると、位置商標との違いが不明確となるためです。「対象」の語を使用すれば、色彩商標と位置商標との区別が容易となります。

#### 2. 15頁の(例1)の図について(色彩商標)

##### (要望事項)

(例1)の図の赤色で示された色彩については、破線を用いるように要望致します。

##### (理由)

色彩商標の場合、位置商標と異なり、色彩が付される対象は特定されていますが、形状は特定されていないためです。

#### 3. 20頁の(2)について(位置商標)

##### (要望事項)

「商標の詳細な説明」に「実線で表した包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる」との記載を含めるよう要望致します。

##### (理由)

位置商標の構成部分を明確にするためであり、21頁の位置商標と認められる例(2)のゴルフバッグの商標の詳細な説明の欄にも「実線で表したゴルフバッグのベルトの部分を赤色とする構成からなる」と記載されております。

#### 4. 20頁乃至21頁(位置商標の識別力)

##### (要望事項)

「商標審査基準」改訂案(平成26年特許法等の一部改正対応等)の概要についての「1. 商標審査基準改訂案のポイント (1)新しいタイプの商標 (2)識別力について」に、「色彩のみからなる商標やメロディーのみからなる音商標については、原則として識別力を有しないこと、また、動き商標、ホログラム商標及び位置商標については、主にこれら商標中に含まれる文字や図形等に着目して識別力を判断する」旨の

記載があまりです。

そして、商標審査基準改訂案 P20-21 に掲載された位置商標として認められる例では、文字や図形がない、商品の形態と色彩との結合のみからなる商標が挙げられております。

商品お形態のみ又は形態と色彩との結合のみからなる商標については、原則として識別力を有せず、使用による識別力を獲得したことを証明できた場合に登録できる旨記載するように要望致します。

(理由)

商品の形態のみ又は形態と色彩との結合のみからなる商標については、商品の形態のみからなる立体商標と同様、商品の市場投入前から自他商品識別機能を有するとは考え難いためです。

## 5. 20頁乃至21頁（位置商標の具体例）

(要望事項)

改訂案 P20-21 に掲載された位置商標として認められる例では、色彩商標の例（P15-16）と同じ例が使用されております。

両方若しくはいずれか一方を、色彩を伴わない位置商標の例に差し替えるよう要望致します。

(理由)

2例とも色彩が伴っているため、位置商標には、色彩記載が必要条件のような印象を受けるためです。

## 6. 67頁の（7）（ロ）について（音商標）

(要望事項)

67頁の（7）について、先登録商標「JPO」と後願の音の商標「言語的要素：ジェーピーオー/音楽的要素：自他商品役務の識別機能が非常に強い」は、原則類似しないとの例を記載するように要望致します。

(理由)

67頁の（7）（ロ）には、音商標から言語的要素が要部として抽出される場合の例が記載されているので、音商標から音楽的要素が要部として抽出される例がある方がバランスがとれ、理解しやすいと考えます。

当初の審査基準案（平成26年7月資料2の5頁例3）には、このような例が記載されておりました。

## 7. 115頁3.（2）（二）（音商標）

(要望事項)

楽器を特定しない音商標を五線譜で特定して出願し、その後、物件（音声ファイルで楽器を特定）を提出した場合には、要旨変更にならないとするよう要望致します。

(理由)

マドプロ出願の場合、出願時に音声ファイルを提出できないため、日本の特許庁から指令がかかった時に音声ファイルを提出することになるためです。

以上